

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案  
新旧対照表目次

一	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）	1
二	財政制度等審議会令（平成十二年政令第二百七十五号）（抄）	6
三	国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）（抄）	7
四	薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）（抄）	9
五	食料・農業・農村審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）（抄）	11
六	産業構造審議会令（平成十二年政令第二百九十二号）（抄）	13

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）（抄）

改正案	現行
<p>（燃料として利用される製品）</p> <p>第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器その他その容器に係る分別基準適合物を燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものと主務大臣が定めるポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る分別基準適合物を圧縮又は破砕することにより均質にし、かつ、一定の形状に成形したもの</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商</p>	<p>（燃料として利用される製品）</p> <p>第一条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第八項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（法第二条第十一項第四号の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第十一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 常時使用する従業員の数が二十人以下の組合等（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商</p>

工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号並びに第十三条第三号及び第四号において同じ。  
（であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの）  
四・五（略）

（指定容器包装利用事業者の業種）

第五条 法第七条の四第一項の政令で定める業種は、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・かん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業とする。

（容器包装多量利用事業者の要件）

第六条 法第七条の六の政令で定める要件は、当該年度の前年度において用いた容器包装の量が五十トン以上であることとする。

（容器包装多量利用事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等）

第七条 法第七条の七第三項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる容器包装多量利用事業者が行う事業ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣の所管に属する事業	
	たばこ小売業又は塩小売業にあつては財政制度等審議会、酒類小売

工組合連合会、商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。次号並びに第十条第三号及び第四号において同じ。  
（であつて、商業及びサービス業以外の業種に属する事業を主たる事業として行うもの）  
四・五（略）

	業にあつては国税審議会
	会
厚生労働大臣の所管に属する事業	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣の所管に属する事業	食料・農業・農村政策審議会
経済産業大臣の所管に属する事業	産業構造審議会

第八条 (指定法人の業務を委託できる団体)  
(略)

第九条 (法第三十七条第二項の政令で定める基準)  
(略)

第十条 (報告の徴収)  
(略)

2 主務大臣は、法第三十九条の規定により、容器包装多量利用事業者に対し、その事業の状況につき、容器包装を用いた量、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況その他容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進の状況に関する事項に関し報告をさせることができる。

(立入検査)  
第十一条 (略)

(権限の委任)  
第十二条 法第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、

第五条 (指定法人の業務を委託できる団体)  
(略)

第六条 (法第三十七条第二項の政令で定める基準)  
(略)

第七条 (報告の徴収)  
(略)

(立入検査)  
第八条 (略)

(権限の委任)  
第九条 法第三十九条及び第四十条の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、特定容器利用事

特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長(当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長)又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による厚生労働大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長(当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長)に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による農林水産大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による経済産業大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 (略)

(法附則第二条第一項の政令で定める者)

第十三条 (略)

(法附則第二条第二項の政令で定める容器包装)

業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長(当該所在地が沖縄県の区域内にある場合にあつては、沖縄国税事務所長)又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 法第三十九条及び第四十条の規定による厚生労働大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方厚生局長(当該所在地が四国厚生支局の管轄する区域内にある場合にあつては、四国厚生支局長)に委任するものとする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第三十九条及び第四十条の規定による農林水産大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

4 法第三十九条及び第四十条の規定による経済産業大臣の権限は、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 (略)

(法附則第二条第一項の政令で定める者)

第十条 (略)

(法附則第二条第二項の政令で定める容器包装)

第十四条 (略)

(法附則第二条第二項の政令で定める日)  
第十五条 (略)

第十一条 (略)

(法附則第二条第二項の政令で定める日)  
第十二条 (略)

改正案

現行

<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 246 670 1108"> <p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p> </td> <td data-bbox="367 246 582 1108"> <p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> </td> </tr> </table> <p>略</p> <p>27 （略）</p>	<p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="582 1164 670 2027"> <p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p> </td> <td data-bbox="367 1164 582 2027"> <p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～四（略）</p> </td> </tr> </table> <p>略</p> <p>27 （略）</p>	<p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～四（略）</p>
<p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p>				
<p>名称</p> <p>略</p> <p>たばこ事業等分科会</p>	<p>所掌事務</p> <p>略</p> <p>一～四（略）</p>				

改正案

現行

		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
略	名称	略	所掌事務
酒類分科会		一（略）	二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の規定に基づき審議会の権
		<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	
略	名称	略	所掌事務
酒類分科会		一（略）	二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。



略	限に属させられた事項を処理すること。
2 7 (略)	
(議事)	
<p>第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>	
2・3 (略)	
<p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。</p>	
5 (略)	

  

略	略
2 7 (略)	
(議事)	
<p>第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</p>	
2・3 (略)	
<p>4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。</p>	
5 (略)	

改正案

現行

<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="494 246 542 548">名称</th> <th data-bbox="494 548 542 1108">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 246 494 548">薬事分科会</td> <td data-bbox="199 548 454 1108">                     一 (略)                      二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、<u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進</u>等に関する法律及び特定化学物質の                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	薬事分科会	一 (略) 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、 <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進</u> 等に関する法律及び特定化学物質の	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 薬事・食品衛生審議会（以下「審議会」という。）は、厚生労働省設置法第十一条第一項に規定するもののほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="494 1164 542 1467">名称</th> <th data-bbox="494 1467 542 2027">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="454 1164 494 1467">薬事分科会</td> <td data-bbox="199 1467 454 2027">                     一 (略)                      二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の                 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	薬事分科会	一 (略) 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の
名称	所掌事務								
薬事分科会	一 (略) 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、 <u>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進</u> 等に関する法律及び特定化学物質の								
名称	所掌事務								
薬事分科会	一 (略) 二 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の								

2 6	略	
(略)	略	環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
2 6	略	
(略)	略	規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

改正案

現行

<p>（所掌事務）                  第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）                  第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（所掌事務）                  第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項並びに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>（分科会）                  第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 248 624 555">名称</th> <th data-bbox="584 555 624 1106">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="541 248 584 555">総合食料分科会</td> <td data-bbox="541 555 584 1106">一 （略） 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、<u>容器包装に係る分別収</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	総合食料分科会	一 （略） 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、 <u>容器包装に係る分別収</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 1173 624 1480">名称</th> <th data-bbox="584 1480 624 2031">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="541 1173 584 1480">総合食料分科会</td> <td data-bbox="541 1480 584 2031">一 （略） 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）<u>及び食品循環資源の再生</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	総合食料分科会	一 （略） 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号） <u>及び食品循環資源の再生</u>
名称	所掌事務								
総合食料分科会	一 （略） 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）、 <u>容器包装に係る分別収</u>								
名称	所掌事務								
総合食料分科会	一 （略） 二 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号） <u>及び食品循環資源の再生</u>								

2 6	略	
(略)	略	<p>集及び再商品化の促進等に関する法律及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
2 6	略	
(略)	略	<p>利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）<u>第七条の七第三項及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 産業構造審議会（以下「審議会」という。）は、経済産業省設置法第七条第一項に規定するもののほか、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）<u>第三条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</u></p>